

相続定期預金

# “家族の絆”



相続資金だけの特別利率です

# 年0.500%

1年もの

(税引前)

受け継いだ資金を大切に増やしたい。  
相続により受け取られた資金を特別な利率にてお預かりいたします。

## 商品概要

### ご契約対象者

金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)にて相続手続き完了後1年以内の個人の方で当金庫営業地区内に居住またはお勤めのお客さま。

### 対象定期預金

#### スーパー定期預金(単利型)

※証書式でのお取扱いとなります。  
※自動継続型のみのお取扱いとなります。

### お預入期間

1年(自動継続)

### お預入金額

100万円以上、かつ相続で取得した金額が上限となります。

※本定期預金は、預金保険制度の対象預金です。  
※1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

### お預入原資

相続にて取得した預貯金、不動産や有価証券の売却代金、受取保険金

### 適用金利

#### 固定金利

#### 適用利率

年0.500%

※適用利率は、当初契約日から満期日までの初回限りとし、自動継続後は、継続日におけるスーパー定期(1年もの)の店頭表示利率が適用されます。

※適用利率は税引前であり、源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

※満期日前に解約された場合は、期限前解約利率を適用します。

### 必要書類

#### ①当金庫にて相続手続きされた方

※本人確認書類

#### ②当金庫以外の金融機関にて相続手続きされた方

※本人確認書類

※相続手続き完了後1年以内であることが確認できる書類

※相続にて取得した資金であることが確認できる書類

### その他

※1人1口座に限りです。

※金融情勢の変化等により、お取扱い内容の変更またはお取扱いを終了することがあります。

※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

※詳しくは、窓口または渉外担当者にお問い合わせいただくか、店頭へ備え付けの商品概要説明書をご覧ください。



城南信用金庫